

K. ホーマンの社会的市場経済の構想

永合 位行

1. はじめに

大転換の時代と呼ばれて久しい。資源・環境問題の深刻化，少子・高齢化の進行，情報通信技術の急速な発展やグローバル化の進展等に見られるように，経済社会を取り巻く諸環境が根本的に変化するとともに，これに対応しうる新たな経済社会の枠組み作りが求められ続けている。戦後，先進各国は，福祉国家体制と呼ばれる経済社会の枠組みを築き上げてきた。しかし，その福祉国家体制も，すでに1970年代にはその限界を露呈し，今日ではこれを維持することはきわめて困難になっている。また，福祉国家体制の限界を克服するものとして期待され推し進められてきた新自由主義的な制度改革も，近年の格差問題の広がりや世界金融危機の発生等によって行き詰まりを見せている。それゆえ，福祉国家体制に代わる新たな経済社会の枠組みとして，どのような枠組みを作り上げていくべきかという問いが，あらためてわれわれに突きつけられているのである。

言うまでもなく，福祉国家体制に代わる新たな秩序構想として，これまでさまざまな構想が提起されてきた。先に述べた新自由主義の構想もその一つである。しかしながら，いかなる秩序構想が提起されるにせよ，民主主義社会の下では，その構想が実現されうするためには，まずもってその構想が人々によって受け入れられる必要がある。なぜなら，人々の合意と支えがなければ，いかなる構想も実施に移されることはなく，また，たとえなんらかの秩序枠が構築されたとしても，それを維持していくことはできないからである。それゆえ，秩序構想を展開するにあたっては，その構想が人々の合意を得ることができるかどうかの検討をする必要がある。しかしながら，こうした検討は，これまでの秩序構想においてはあまり重視されてこなかったといわざるをえない。むしろ，従来の秩序構想にあっては，あるべき価値や理念を根拠づけ，その価値や理念に適合する経済社会の枠組みはいかなるものであるのか，という問題に議論は集中してきたといえる。しかしながら，福祉国家体制に代わる新たな経済社会の枠組み作りがまだまだ大きな進展を見せていない状況にあっては，秩序構想を展開するにあたって，その構想の合意可能性という視点をも組み込んでいくことが必要ではないかと思われる。

本稿において，ドイツの経済倫理学者，K.ホーマン(K. Homann)を取り上げるのも，かれがこうした合意可能性という視点を組み込んだ秩序構想，すなわち「社会的市場経済」(Soziale Marktwirtschaft)の構想を展開しているからにほかならない。本稿の課題は，かれの

「社会的市場経済」の構想の紹介を通して、秩序構想を展開するにあたっての新たな視点を提起することにある。そのために、以下ではまず、ホーマンの秩序構想の土台となるかれの経済倫理学の体系がどのようなものであるのかを見る。そのうえで、かれの「社会的市場経済」の構想を見ていくことにしたい。もちろん、本稿の目的は、かれの経済倫理学の体系そのものの検討にあるわけではない¹⁾。それゆえ、本稿において、かれの経済倫理学の全体像を詳細に検討することはできない。以下の議論は、あくまで本稿の課題に即して、かれの経済倫理学の構想を筆者なりに再構成したものにすぎない。この点は、あらかじめお断りしておかなければならない。

2. 秩序倫理としての経済倫理の構想

2.1 利益と合意

ホーマンの経済倫理学は、「モラルの経済学的理論」(ökonomische Theorie der Moral)とも称されるように、経済学の方法に依拠した経済倫理学を構築しようとするところに大きな特徴をもつ²⁾。すなわち、かれは、経済学におけるホモ・エコノミクスの前提を受け入れ、個人は費用・便益計算にもとづき自らの利益を追求するとの想定の下に、議論を展開していこうとする。ただし、かれの言う利益とは、「経済的」利益あるいは「金銭的」利益に限定されるものではない。利益の下には、各個人が利益と見なすあらゆるものが含まれ、何を利益と見なすかは、各個人で多様なものとなる。

ホーマンがこうした個人利益を基礎においた経済倫理学を展開していこうとするのには、二つの理由があると思われる。第一の理由は、かれが自らの経済倫理学の中心的課題をモラルの実現可能性の問題に置いたことにある。「経済倫理学は、近代経済の諸条件の下で、道徳的な規範および理念がどのようにして通用させられうるかの問題を取り扱う」³⁾とホーマンは述べているが、モラルを通用させるのが困難な状況の中であって、それでもモラルを通用させるにはどうしたらよいのか、これこそホーマンが自らの経済倫理学を通じて答えようとした課題にほかならない。そのさい、そもそも利他主義的な個人を想定したのでは、なんの意味もない。むしろ、自らの利益を追求する利己的個人を想定し、そうした個人でもモラルに従う方策を明らかにすることによって初めて、モラルの実現可能性の問題に適切に答えたことになる。それゆえ、経済倫理学を構想するにあたって、個人利益を基礎におく

1) わが国において、ホーマンの経済倫理学の体系を詳細に検討したものとして、岡本(2007)、(2008)、万仲(2009)がある。

2) Vgl. Homann(1993b), S.40-45, Homann(1997), Homann und Lütge(2005), S.18-20.

3) Homann(1993a), S.1287.

ことは、モラルの実現という課題を解決するための方法論として正当化されるのである⁴⁾。

いま一つの理由は、人間がつねに「普遍的な希少性の条件」(Bedingung universaler Knappheit)の下に置かれていることにある⁵⁾。人間は、自らの望むものそのすべてを手に入れることはできない。むしろ、自らが望むものを手に入れるための手段は希少で限られているために、人間は、何を実現し、何をあきらめるかの選択をたえずしなければならない。こうした希少性の条件は、ホーマンによれば、「放棄不可能な人間の条件」(unaufhebbare condition humaine)なのであり、それゆえ人間は、できる限り合理的にこの条件を克服する必要がある⁶⁾。そのために人間は、費用・便益計算を行い、できる限り有利な選択肢を見出していくよう求められるのである。

以上のような理由から、ホーマンは、自らの経済倫理学を構想するにあたって、個々人が自らの利益を追求する世界をまずもって想定する。そのうえで、モラルの実現可能性の問題に答えていこうとするのである。それでは、こうした個々人が自らの利益を追求する世界において、そもそもモラルはいかなる意味をもち、また、なぜ必要とされるのであろうか。この問題から検討を始めていくことにしよう。

一般にモラルとは、人々が従うべき価値理念や規範と定義されるが、この定義から明らかのように、個々人は、モラルを通じて、特定の行為制限に従うよう義務づけられる。こうした行為制限が課せられるにもかかわらず、自らの利益を追求する個々人にとってモラルが必要とされるのは、モラルに従うことによって何らかの利益が期待されるからにほかならない。が、ここで注意しなければならないことが一つある。それは、ホーマンが言うように、個々人の好みや嗜好とは違って、モラルには普遍妥当性が要求されるということである⁷⁾。すなわち、モラルに従うことは、特定の個人にのみ要求されるのではなく、あらゆる個人に求められるのである。それゆえ、個々人が自らの利益を追求する世界において必要とされるモラルは、あらゆる個人に利益をもたらすようなものでなければならない。逆に言えば、ある特定の個人ないし集団にしか利益をもたらさないような行為制限は、普遍妥当性をもたらさず、モラルの名に値しないものとなる。それゆえ、あらゆる個人に利益をもたらすかいは、モラルに必要な普遍妥当性を行為制限が有しているかどうかを判定する基準となる。もちろん、自らに利益をもたらしてくれるような行為制限であれば、個々人はその行為制限に合意することができるので、この基準は、あらゆる個人がその行為制限に合意しうるかどうかの基準と言い換えることができる。この意味で、個々人が自らの利益を追求する世界に

4) Vgl. Homann(1996), S.181-182, Homann(1997), S.17-22.

5) Vgl. Homann(1988), S.52-53.

6) Vgl. Homann(1988), S.61.

7) Vgl. Homann(1989), S.221.

あつては、全員一致の合意がモラルに必要な普遍妥当性を判定する基準となる。この判定を通過した行為制限は、あらゆる個人に利益をもたらす、モラルの名に値するものということができるのである。

それでは、モラルがあらゆる個人にもたらす利益とは、いかなるものであろうか。ホーマンは、これを「相互的な行為期待の信頼性」(Verlässlichkeit der wechselseitigen Verhaltenserwartung)に求める⁸⁾。すなわち、モラルが存在することによって、各個人は、お互いに相手に期待する行為を確実に信頼して行為することができるようになる。たとえば、他人をだましてはならないというモラルが存在すれば、各個人は相手にだまされる心配をせずに行為することができる。その結果、各個人は、こうした信頼性がなかった場合に投ぜざるを得なかったさまざまな資源を節約することができる。このことは、まさに個々人の利益改善につながるのである。

以上のように、個々人が利益を追求する世界において、モラルが必要とされるのは、それによって「相互的な行為期待の信頼性」という共通利益が期待されるからにほかならない。そして、そうした共通利益が期待されるからこそ、モラルの命ずる共通の行為制限にあらゆる個人は合意することができる。しかしながら、ここで大きな問題が一つ生じる。それは、共通利益が期待されるがゆえにモラルに合意可能であったとしても、それによってただちに各個人がモラルに従うとは限らないという問題である。すなわち、ホーマンが「ディレンマ構造」(Dilemmastruktur)と呼ぶように、集団的行為においては、共通利益が存在するにもかかわらず、各個人をしてモラルに従おうとさせなくする誘因が組み込まれているのである⁹⁾。では、そのディレンマ構造とはいかなるものであろうか。次にこの点を見ていくことにしよう。

2.2 ディレンマ構造と秩序倫理

モラルに期待される共通利益は、「相互的な行為期待の信頼性」である以上、その共通利益は、すべての個人がモラルに従い続けた場合にのみもたらされる。それゆえ、その利益は、すべての個人の持続的な協調的行為による協調の利益ということができる。しかしながら、モラルに従い続けることには費用負担が伴うことから、自らはモラルに従わないことによってその費用負担を避け、他者の協調的行為を利用してより大きな個人的利益を短期的に獲得しようとする誘因が働いてくることになる。逆に言えば、モラルを守り協調的に行為しようとする個人には、自らが協調的に行為しても協調の利益を得ることはできず、他者の非協調的行為によって搾取される恐れが生じることになる。こうした事態を避けるためには、

8) Vgl. Homann(1989), S.226.

9) ディレンマ構造に関しては、Vgl. Homann und Blome-Drees(1992), S.29-34, Homann und Lütge(2005), S.32-54.

個々人は、自らもまた非協調的行為をとらざるをえない。その結果、モラルが存在しない状況よりもモラルが存在する状況の方が、長期的にはすべての個人により大きな利益がもたらされるにもかかわらず、だれもモラルを守ろうとはせず、最終的にモラルが存在しない状況が出現してしまうことになるのである。周知の「囚人のディレンマ」(Gefangenendilemma)状況の出現である。

それゆえ、集団的行為においてモラルが実現されるためには、このディレンマ状況の克服がはからねばならない。ホーマンによれば、近代以前の伝統的社会は、各人がフェース・トゥー・フェースの関係で密接につながれた概観可能な小規模社会であったために、他者の行為を直接の日常的つきあいの中でインフォーマルにコントロールすることができた¹⁰⁾。しかしながら、近代以降の大規模な社会では、個々人の関係は匿名で概観不可能なものになることから、他者の行為をインフォーマルにコントロールすることはもはや不可能となる。しかも、近代社会においては、N.ルーマン(N. Luhmann)が明らかにしたように、社会システムは機能分化していき、各社会システムにおいて、個々人は、それぞれのシステム論理に従って行為するように強いられる¹¹⁾。たとえば、経済システムにおいては、市場の論理に従って行為するように、各個人は強制されることになる。なぜなら、市場の論理に従って行為しないような個人は、最終的に市場から排除されてしまうからである。それゆえ、市場において、市場の論理に反してモラルに従った行為を求めることは、きわめて困難になるのである。

が、それだけではない。近代社会においては、ホーマンが「多元主義の事実」(Faktum des Pluralismus)と呼んだように、個々人の価値観が多様化している¹²⁾。そのため、モラルを実現するために、人々の共通の価値観に訴えることはもはやできない。それゆえ、道徳的アピールを通じてモラルに従うように訴えたとしても、その効果を期待することはできないのである。

このように近代社会の諸条件の下では、モラルを実現することは、きわめて困難な状況におかれていると言わざるを得ない。しかし、モラルが実現不可能であれば、モラルはもはやその意味をもたない。すでに述べたように、ホーマンが、経済倫理学の課題を「近代経済の諸条件の下で、道徳的な規範および理念がどのようにして通用させられうるか」に見た所以である。

それでは、こうした近代社会の諸条件の下で、いかにしてモラルを実現することができる

10) Vgl. Homann (1993a), S.1288-1289, Homann (1998), S.29-31, Homann und Kirchner (1995), S.206-207.

11) Vgl. Homann (1998), S.22-26. なお、ルーマンに関しては、Luhmann (1984)を参照。

12) Vgl. Homann und Pies (1994b), S.94-95.

のであろうか。ホーマンは、この問題に対する答えを制度に求める¹³⁾。すなわち、近代社会においては、各個人はシステムの論理に従って行為することから、そこにおいてモラルが実現されないとすれば、問題は、個々人にあるのではなく、システムの制度的枠組みそのものにあるのである。それゆえ、モラルを実現するためには、各人がシステムの論理に従って行為したとしてもモラルが実現されるように、システムの制度的枠組みそのものが作り替えられなければならない。すなわち、すでに説明したディレンマ構造で言えば、非協調的行為をとることが各人にとってもはや利益とならないように、なんらかの形で処罰を伴う規則や制度が作られねばならないのである。それは国家によって制定される法という形をとることもあるし、自主的な協定や企業文化の形成という形をとることもある。いずれにせよ、こうした制度的枠組みの形成を通じてはじめて、モラルに従った行為をとるよう、あらゆる人に誘因づけることができる。したがって、近代社会においては、モラルが実現されるか否かは、まさに適切な制度的枠組み、すなわち枠秩序が形成されるか否かにかかっているのである。この意味において、近代社会における「モラルの体系的な場は枠秩序である」¹⁴⁾ということができる。ホーマンは、こうした認識にもとづき、「個人倫理」(Individuelethik)よりも「秩序倫理」(Ordnungsethik)を重視した経済倫理学を構築していこうとするのである¹⁵⁾。

このようなホーマンの秩序倫理の考えに関しては、次の三つの点にさらに注意する必要がある。第一に、近代社会の下では、各個人がモラルに従った行為をしなかったとしても、その責任を当該の個人に負わせることはできない。というのも、その個人は、システムの論理に従っていかざるをえないからである。しかし、このことは、個人の責任が完全に免除されることを意味するわけではない。むしろ、近代社会の下では、枠秩序の形成に、個人は責任を負うことになる。それゆえ、適切な枠秩序を形成しないことこそが、個人の責任とされるのである¹⁶⁾。

第二に、いったん適切な枠秩序が形成されれば、各人にとっては、システム整合的に行為すること、すなわちその枠秩序の下で自らの利益を積極的に追求していくことが、まさに倫

13) ホーマンは、規則や秩序という表現も用いている。Vgl. Homann und Blome-Drees (1992), S.35-47, Homann und Lütge (2005), S.44-47, Homann und Pies (1994b), S.94.

14) Homann (1998), S.35, Homann und Blome-Drees (1992), S.35.

15) ホーマンは、これを「個人倫理に対する制度倫理の優位」(Dominanz der Institutionenethik gegenüber der Individualethik)と表現している。Vgl. Homann und Pies (1994b), S.94.

16) Vgl. Homann und Pies (1994b), S.98. ホーマンは、基本的に義務論ではなく、帰結主義の立場に立ち、行為の動機ではなく、行為の結果によって倫理的判断をしていこうとする。近代社会のもとでは、個人間の相互依存関係がきわめて複雑なものになるため、全体の結果は特定の個人の行為によって確定されはしえない。むしろそこでは、アダム・スミスによって明らかにされたように、意図した行為の意図せざる結果がもたらされることになる。こうした意図せざる結果に対して、特定の個人に責任を負わせることはもはやできないのである。Vgl. Homann (1993b), S.34-35.

理的行為となる¹⁷⁾。それゆえ、ホーマンによれば、「利己主義」(Egoismus)の名の下に利益追求行為そのものを倫理的に否定することは、誤りと言わざるを得ない。適切な枠秩序が形成されれば、協調的に行為することが利益追求行為となるのであり、その結果、その利益追求行為は、自らの利益だけでなく、他のすべての個人の利益の改善をももたらす。こうした他者の利益をも促進するような利益追求行為は、まさに倫理的に正当な行為にほかならない。これに対し、ディレンマ構造で見られるような、他者の協調的行為を利用し、他者の犠牲の上で自らの利益のみを追求する行為は、倫理的正当性をもつことはできない。それゆえ、ホーマンによれば、「非道徳的行為と道徳的行為との間の境界線は、『利己主義』と『利他主義』の区別に沿って引かれるのではなく、他者を犠牲にした個人的利益志向と他者にとってもまた利益の生じる個人的利益志向との間に引かれるのである」¹⁸⁾。

第三に、すでに述べたように、近代社会では人々の価値観が多様となることから、共通の価値観への合意は不可能になる。しかしながら、各人が求める価値や利益が異なっていたとしても、あらゆる個人の利益の改善をもたらす制度であれば、そうした制度に人々は合意することができる。それは、目的や価値についての合意ではなく、各人の目的を実現するための制度的手段についての合意であるからである¹⁹⁾。それゆえ、近代社会においては、人々は共通の価値観によって結びつけられるのではなく、制度的手段によって結びつけられるとすることができる。ホーマン自身は、価値理念として「あらゆる人間の連帯性」(Solidarität aller Menschen)を強調するが²⁰⁾、それは近代社会にあってはまさに秩序倫理を通じて実現されるのである。

以上のように、ホーマンは、近代社会におけるモラルの実現可能性という視点から、秩序倫理の重要性を提起する。こうした基本的考えにもとづいて、かれは、かれ独自の経済秩序構想、すなわち「社会的市場経済」の秩序構想を展開する。それでは、その社会的市場経済の秩序構想とはどのようなものであろうか。以下において、見ていくことにしよう。

17) Vgl. Homann und Blome-Drees(1992), S.51, Homann und Lütge(2005), S.58.

18) Vgl. Homann und Lütge(2005), S.53.

19) Vgl. Homann und Pies(1994b), S.94, Homann und Pies(2000), S.343-344. ホーマンのこの指摘は、多文化社会の問題を考えるうえで、きわめて重要である。かれは、求められる合意を「憲法合意」(Verfassungskonsens)と呼んだうえで、次のように述べる。「価値の合意としての憲法合意の考えは、人々の多元性と異質性の展開に反対し、むしろ同質性を保持したり再生したりしようとしてつけてくる。一方、規則の合意としての憲法合意というそれに代わる考えは、まさに正反対に、分業と専門化、市民の個人的意見の多元化と多様化のさらなる促進を可能にするのである」(Homann und Pies(2000), S.344)。

20) Vgl. Homann und Blome-Drees(1992), S.15, Homann und Lütge(2005), S.56.

3. 社会的市場経済の秩序構想

3.1 契約理論と国家の範囲

福祉国家体制に代わる新たな秩序構想をめぐる議論においては、あるべき国家活動の範囲がしばしば争点となっている。福祉国家体制に批判的な論者は、国家活動を必要最小限に限定すべきであると主張し、逆に福祉国家を擁護する論者は、そうした限定に反対し、国家活動を積極的に推進していこうとする。ホーマンの社会的市場経済の秩序構想を明らかにするために、まずこの問題に関するかれの考えから見ていくことにしよう。

国家は、強制的権力を有した組織体であるがゆえに、国家の決定には、あらゆる個人が従うよう強制される。すでに述べたように、個人に対するこうした行為制限が倫理的に正当化されるのは、この行為制限にあらゆる個人が合意した場合に限られる。それゆえ、ホーマンによれば、あるべき国家活動の範囲は、あらゆる個人の全員一致の合意にもとづいて決定されるべきものとなる²¹⁾。こうしたかれの考えは、明らかに「契約理論」(Vertragstheorie)の立場に立つものである。しかしながら、かれの契約理論は、J. ロック (J. Locke) や R. ノージック (R. Nozick) のような自然権を基礎においた契約理論ではない²²⁾。ホーマンは、自然権の考えを決して受け入れられないものとして明確に否定する。かれによれば、人々の契約以前に、自由権や私有権といった自然権がすでに人間に与えられているわけではない。「社会以前の架空の『自然状態』は、いまだいかなる権利も知らない」²³⁾のである。むしろ、どのような権利があらゆる個人に与えられるべきかは、全員一致の合意にもとづいて、つまり、そうした権利付与があらゆる個人の利益改善をもたらすかいなかにもとづいて、集団的に決定すべきものとされるのである。

ただし、ホーマンによれば、自然状態においてあらかじめ全員に与えられていなければならない権利がただ一つだけ存在する²⁴⁾。それは、集団的決定をなすにあたって、全員一致の合意を担保するために必要不可欠となる「個人的拒否権」(das individuelle Vetorecht)である。「集団的決定は、あらゆる人の合意の場合にのみ有効性を獲得することができる。たった1票が欠けたとしても、契約は無効である。・・・集団的行為は、あらゆる関係者の合意の条件の下でのみ・・・正当である。集団の各成員は、集団的決定に対して拒否権を持つ」²⁵⁾のである。こうした拒否権が与えられていなければ、個々人は自らの意志に反して集団的決定に従うよう強制されざるを得ない。しかし、そのような集団的決定には、なんらの倫理的正

21) Vgl. Homann(1988), S.143-150.

22) ロックについてはLocke(1690)を、ノージックについてはNozick(1974)を参照。

23) Homann und Kirchner(1995), S.200.

24) Homann(1988), S.162-167.

25) Homann(1988), S.162.

当性も存在してはいないのである。

ホーマンは、こうした「個人的拒否権」を万人が有すべきであるという点に、人間の平等の意味を見出そうとする。すなわち、「社会契約は、例外なく全員が合意する場合にのみ成立するのであり、その結果、個人的拒否権に関しては、社会の全成員が平等なのである。…平等は、すべての個人が等しく契約パートナーであること、それゆえかれらの個人的合意が放棄不可能であることに関してのみ、評価されうるのである」²⁶⁾。このように、人間が平等なのは、等しく拒否権を有した存在であるからにはほかならない。しかも、こうした拒否権を有することによって、人間は、無限の重みをもった存在としても位置づけられることになる。なぜなら、いかなる集団的決定も、かれの意志に反してはなされえないからである。ここに、人間の尊厳の意味もまた、見出されることになるのである²⁷⁾。

以上のように、自由権や私有権は自然権として与えられるのではなく、拒否権を有したあらゆる個人による全員一致の合意にもとづいて集団的に決定すべきものとされる。こうした自然権の考えの拒否は、あるべき国家活動の範囲に関する考え方の違いとなって現れてくる。自然権に基づく契約理論においては、あるべき国家活動の範囲は、自然権を根拠にして確定されることになる。すなわち、個々人が国家の決定に従うよう強制される以上、そもそも国家の活動は自然権である個人的自由の侵害であり、したがって、国家の活動は最小限に、つまり自然権である基本権の保障に限定されなければならないとされるのである。ノージックの「最小国家」(minimal state)の考えに典型的に見られる議論である²⁸⁾。

ホーマンは、こうした考えを明確に退ける。かれによれば、あるべき国家活動の範囲は、権利付与の場合と同様に、拒否権を有したあらゆる個人による全員一致の合意にもとづいて、集団的に決定すべきものとされる。これは、けっして集団が個人に優位する集団主義的な考えではない²⁹⁾。なぜなら、集団的決定は、あらゆる個人の自発的合意にもとづいてのみなされうるからである。国家活動の範囲が、こうしたあらゆる個人の自発的合意にもとづいて決定されるとすれば、国家の決定に従うことは、個人的自由の侵害とはならない。むしろそれは、自発的意志に基づく「集団的自己拘束」(kollektive Selbstbindung)とも言うべきものであり、個人的自由になんら反するものではない³⁰⁾。そこでは、いわば被支配者自身が支配者となっている。「支配が必要である場合、支配するのは、被支配者自身であるべきであ

26) Homann(1988), S.167.

27) これに関連して、ホーマンは、J.ロールズ(J. Rawls)の正義論とハルサンニ(J. C. Harsanyi)の規則功利主義の違いを、各個人に無限の重みを帰しているか(ロールズ)、有限の重みを帰しているか(ハルサンニ)の違いとして把握している(Vgl. Homann(1988), S.224-230)。また、ロールズについてはRawls(1971)を、ハルサンニについてはHarsanyi(1977),(1980)を参照。

28) Vgl. Nozick(1974).

29) Homann(1988), S.281.

30) Vgl. Homann(1989), S.228-231.

る。支配は、それが自発的に確立され、被支配者によって受け入れられる場合にのみ、正当と見なされる³¹⁾。こうした「支配の合意理論」(Konsensstheorie der Herrschaft)に基づいて、ホーマンは、国家のあり方として「民主制」(Demokratie)を擁護していこうとするのである³²⁾。

こうしたかれの議論から、かれが自由をどのようにとらえていたかも明らかになる³³⁾。一般に自由は、「ネガティブな自由」(negative Freiheit)と「ポジティブな自由」(positive Freiheit)に分類される。自然権の議論において想定される自由は、「他者の恣意的強制からの自由」(Freiheit vor dem willkürlichen Zwang durch andere)、すなわちネガティブな自由にはほかならない。これに対して、ホーマンは、自由をポジティブな自由、すなわち個人の有する「行為可能性」(Handlungsmöglichkeiten)として把握する。たしかに、個人は国家の決定に従うことによって、自らの行動の自由を制限される。しかしながら、国家の決定に従うことによって、個人は、単独ではなしえなかった行為可能性の拡大を実現することができる。たとえば、個人は、義務教育を受けるよう強制されるが、義務教育を受けることによって、自らの行為可能性を格段に拡大することができる。それゆえ、国家の決定に従うことは、自由を制限するものではなく、むしろ自由を拡大するものにほかならないのである。

以上のように、ホーマンの契約理論においては、全員一致の合意がなによりも重要となる。ただし、この合意が現実の世界で行われる合意を意味するものではないことには、注意しておかなければならない³⁴⁾。現実において全員一致の合意が求められるとすれば、J.M.ブキャナン(J. M. Buchanan)とG.タロック(G. Tullock)が明らかにしたように、途方もない合意形成のための費用を伴うことになり、そのような合意が得られることはほぼ不可能とならざるをえない³⁵⁾。それゆえ、ホーマンは、全員一致の合意を現実のレベルではなく、あくまで理念的レベルで求める。現実になされる国家の決定が倫理的正当性をもちうるかどうかは、この理念的レベルでの全員一致の合意を得ることができるかどうかで判断されることになる。この意味で、ホーマンの求める全員一致の合意は、「人間の共同生活の『規制的理念』」("regulative Idee" des menschlichen Zusammenlebens)とすることができるのである³⁶⁾。

31) Homann(1988), S.163.

32) ホーマンの民主制に関する議論に関しては、Homann(1988), S.133-261を参照。

33) Vgl. Homann(1988), S.134-143, Homann(1989), S.237-238.

34) Vgl. Homann und Pies(1994b), S.96.

35) Vgl. Homann(1988), S.168-173. ブキャナンとタロックについては、Buchanan and Tullock(1962)を参照。

36) Homann(1988), S.193.

3.2 社会的市場経済の秩序構想

これまでの議論から明らかなように、ホーマンは、全員一致の合意が得られることを条件にして、国家活動を倫理的に正当化しようとする。それでは、そうした国家活動を含んだ経済社会全体の枠組みとして、いかなる秩序構想を、かれは提起するのであろうか。その構想こそ、かれの「社会的市場経済」の構想にほかならない。もっとも、社会的市場経済の秩序構想それ自体は、第二次大戦後のドイツにおいて展開されてきたものである。その構想の父祖とも言うべきA. ミュラー・アルマック (A. Müller-Armack) によれば、社会的市場経済とは、「市場における自由の原則を社会的平衡の原則と結びつける」³⁷⁾ものである。しかしながら、その具体的な秩序構想は、必ずしも明確ではない。しかも、その後、立場の異なるさまざまな論者が等しく社会的市場経済の構想を掲げたことから、その秩序構想は、きわめて多義的なものとなってしまっている³⁸⁾。ホーマンは、こうした状況を認識した上で、あらためて社会的市場経済の秩序構想を明確化していこうとする。というのも、かれの秩序構想を通じて明らかにされるように、社会的市場経済の秩序構想こそがあらゆる個人の合意を得ることのできる構想と考えられるからである。それでは、そのかれの社会的市場経済の秩序構想がいかなるものであるのか、本稿の最後に見ていくことにしよう。

ホーマンの社会的市場経済の構想においては、まずもって市場経済が原則とされる³⁹⁾。それは、市場経済のルールに従うことによって、あらゆる個人の利益が、それゆえ生産者の利益だけでなく消費者の利益もまた改善されると期待されるからにほかならない。市場経済においては、消費者主権と言われるように、生産者は、消費者に受け入れられることによって初めて、自らの利益を実現することができる。それゆえ、生産者は、自らの利益を実現するために、消費者＝他者の利益をたえず配慮するよう強いられる。そうした配慮をしないような生産者は、最終的に市場から排除されてしまわざるをえないからである。このように、市場経済の下では、他者の利益を配慮することが求められるが、そのために自らの利益を放棄する必要はない。他者の利益を実現するために自らの利益を放棄しなければならないとすれば、そうした行為が実行される可能性は低いものといわざるをえない。それゆえ、ホーマンが言うように、「市場経済は、あらゆる人間の連帯性の実現のための、これまでに知られた最善の手段」⁴⁰⁾ということができるのである。

しかしながら、市場経済であれば、どのような市場経済であっても、こうした倫理的に望ましい機能が果たされうるわけではない。ホーマンの秩序倫理の議論から明らかなように、

37) Müller-Armack (1956), S.390.

38) 社会的市場経済をめぐる議論については、野尻 (1995) を参照。

39) Vgl. Homann (1993a), S.1291-1292, Homann und Lütge (2005), S.56-59, Homann und Pies (2000), S.335.

40) Homann und Blome-Drees (1992), S.49, Homann und Lütge (2005), S.56.

適切な枠秩序の形成を通じて初めて、市場経済は倫理的に望ましい機能を達成することができる。この意味において、「市場経済におけるモラルの体系な場は、枠秩序、つまり政治的に形成される構造なのである」⁴¹⁾。それでは、いかなる枠秩序が市場経済には形成されなければならないのであろうか⁴²⁾。ホームマンによってそうした枠秩序として、まずもって強調されるのが、競争にほかならない。というのも、生産者間で競争がなされず、たとえばカルテルが形成されたりすれば、生産者は消費者の犠牲の上に自らの利益を実現していくことができるようになるからである。競争が働くことで、各生産者は消費者の利益を配慮するようになるとともに、たえず革新に取り組んでいくよう誘因づけられることになる。これにより、市場経済のダイナミックな発展が可能となり、人々に経済的豊かさをもたらすことができるのである。

しかしながら、競争が組み込まれただけで、市場経済が倫理的に望ましい機能を果たすことが保証されるわけではない。ここでもまた、ディレンマ構造が出現する可能性がある。たとえば、環境保護のケースを取り上げよう。環境保護は、あらゆる個人が環境保護的な行為をとることによって初めて達成される。ところが、こうした環境保護的な行為は、多大な費用を伴うことから、自らは環境保護的な行為をとらず、他者の環境保護的行為を利用し、より大きな個人的利益を得ようとする誘因が働いてくることになる。とりわけ、市場における競争状態の中に置かれた生産者は、他の生産者との競争に勝ち抜くために、費用のかかる環境保護的な生産活動をとることはできなくなる。その結果、環境保護は達成されず、環境破壊がいつそう深刻なものになっていかざるをえないのである。もちろん、ホームマンは、すでに述べたように、生産者がこのような環境破壊的な行為をとったからといって、それをその生産者の責任とはしない。問題なのは、あくまで市場経済の枠組み、その制度にある。それゆえ、生産者が環境保護的な行為をとろうとする誘因を与えるような制度的枠組みが整えられなければならないのである。

このようなホームマンの議論は、環境保護の問題に限定されるわけではない。競争的な市場経済の下に置かれた個人は、基本的にディレンマ構造に囚われているということができる。それゆえ、適切な枠秩序の形成がなければ、競争的な市場経済といえども、倫理的に望ましい結果をもたらすことはできない。この意味において、市場経済は、けっして自生的に出現するものではない。それは、「たえざる世話と育成を必要とする、文化の最高度に人工的な産物」なのであり、まさに「秩序政策」(Ordnungspolitik)を通じて築き上げていかなければならないものなのである⁴³⁾。

41) Homann (1993b), S.35.

42) Vgl. Homann und Pies (2000), S.334-336.

43) Homann und Lütge (2005), S.56, Homann und Pies (2000).

ホーマンは、このように適切な枠秩序で支えられた競争的な市場経済を倫理的に望ましいものと考えている。しかしながら、ここでさらに検討すべき重大な問題が残されている。それは、競争の下では、勝者と敗者が生じてこざるをえないという問題である。すでに述べたように、ホーマンによれば、全員一致の合意によるもののみが、倫理的に正当化される。だとすれば、敗者たとえば失業者や、自らの能力を低く評価し敗者になる可能性が高いと考えている人たちの合意を、市場経済はいかにして得ることができるのであろうか。こうした人たちも消費者であるという理由で、市場経済への合意が得られると考えることができるのであろうか。むしろ、こうした人たちは、市場経済の下では低所得にならざるをえず、それゆえ、消費者としての利益も期待することはできない。ホーマンは、ここに「社会政策」(Sozialpolitik)の必要性を見る⁴⁴⁾。すなわち、市場経済においていったん敗者となった人たちも、社会保障制度の導入によって生活が保障され、市場経済の利益を享受することができるのであれば、市場経済に合意することができるのである。

しかしながら、ここで注意すべきは、市場での敗者になされる生活保障が行き過ぎたものであってはならないということである⁴⁵⁾。たとえば、それは、所得分配の完全な平等を要求するようなものであってはならない。なぜなら、そのようなものであったとすれば、今度は勝者が社会保障制度の導入に合意することができなくなるからである。それゆえ、社会保障の制度設計にあたっては、敗者だけでなく、勝者の合意をも得られるような制度設計をなす必要がある。たとえば、失業者が社会保障制度の下で豊かな生活を保障されることから、いつまでも社会保障制度の下にとどまろうとする誘因を与えるような制度設計であったとすれば、そのような制度に勝者は合意することはできないであろう。むしろ、社会保障制度は、失業者がふたたび市場経済に参加しようとする誘因を与えるようなものでなければならない。社会保障制度がそのようなものであってこそ、勝者もまた社会保障制度の導入に合意することができるのである。

こうした認識から、ホーマンは、社会政策に関するこれまでの考え方を明確に改めるよう主張する⁴⁶⁾。これまで、社会政策は、敗者の視点に立って、敗者の生活を保障すべきものとしてのみ考えられてきた。悪いのは市場であり、必要とされる社会政策は、「市場に対抗する社会政策」(Sozialpolitik gegen den Markt)であると考えられてきたのである。しかしながら、ホーマンによれば、必要とされる社会政策は、そのようなものではない。むしろそれは、敗者にも勝者にも利益を与えるものでなければならない。それゆえ、「市場のための社会政策」(Sozialpolitik für den Markt)でなければならないのである。

44) Homann (1989), S.239, Homann und Blome-Drees (1992), S.56-61, Homann und Lütge (2005), S.60-66.

45) Homann (1988), S.217-218, Homann (1993a), S.1292-1293, Homann und Lütge (2005), S.65-66.

46) Homann und Lütge (2005), S.63-66.

このように、ホーマンは、「市場のための社会政策」によって支えられた競争的な市場経済を、あらゆる個人の全員一致の合意を得ることのできる経済社会の枠組みであると考ええる。これこそ、かれの言う「社会的市場経済の基本理念」(die Grundidee der Sozialen Marktwirtschaft)にほかならない⁴⁷⁾。もちろん、これまでの議論から明らかなように、かれは、現実の市場経済や社会保障制度を擁護しているのではない。現実の市場経済や社会保障制度にはさまざまな欠陥が存在する。それゆえ、これらの欠陥を克服し、より良い枠秩序の形成を目指してさまざまな制度改革がなされねばならない。そのさい、この制度改革の指針となるのが、社会的市場経済の基本理念にほかならないのである。

4. 結びにかえて

本稿において明らかにしたように、ホーマンは、秩序倫理を重視し、モラルの実現可能な枠秩序の構築を目指す。そのさい、求められるのが全員一致の合意であり、そうした合意の得られる枠秩序として、社会的市場経済の秩序構想が提起されるのである。その秩序構想は、自然権や人間の本性にもとづきあるべき価値理念を根拠づけ、その価値理念に適合した秩序として構想されたものではない。かれがそうした秩序構想を展開しようとししないのは、価値観が多様化した近代社会においては、そうした秩序構想への合意はきわめて困難であると考えたからだと思われる。かれは、秩序構想を人々の目指すべき目的あるいは価値理念として提起するのではなく、あくまで各人の利益を実現するための制度的手段の構想として提示していこうとする。そこには、制度的手段であるからこそ、あらゆる人の合意を得ることができるのかれの基本的考えがあると思われる。

本稿のはじめに述べたように、かれがこうした合意可能性を秩序構想の中に取り入れようとしたことは、高く評価することができる。しかしながら、かれの構想を全面的に受け入れることはできない。先に述べたように、かれは、あくまで制度的手段として秩序構想を展開していこうとする⁴⁸⁾。しかし、秩序構想が手段として各人の利益になるという理由だけで、個々人はその秩序構想に合意するであろうか。むしろ、その秩序構想があるべき価値理念に適合するからこそ、人々はその秩序構想に合意するという可能性もあるのではないだろうか。それゆえ、あるべき価値理念を根拠づけていくこともまた、必要なことであると思われる。ホーマン自身、本稿でもふれたように、「あらゆる人間の連帯性」や「ポジティブな自由」といった価値理念を重視している。しかし、かれは、これらの価値理念を根拠づけては

47) Homann (1993a), S.1293.

48) ホーマンによれば、モラルそれ自体が、人々の利益を実現するための手段として位置づけられる。Vgl. Homann (1993b), S.37-38.

いない⁴⁹⁾。それは、こうした価値理念の根拠づけがかれの依拠する経済学的方法の対象外であると、かれが考えたからであろう。だからこそ、かれ自身は詳細な議論を展開していないとはいえ、経済学と倫理学との「平行したディスカルス」(Paralldiskurs)を、ホーマンは求めたのではないと思われる⁵⁰⁾。それゆえ、経済秩序構想に関しても、かれの経済秩序構想と伝統的な経済秩序構想との「平行したディスカルス」が必要であると思われる。この点こそ、かれの経済秩序構想からわれわれが学ぶべき点であろう。もちろん、こうしたディスカルスがどのようなものになるかは、われわれの今後の課題として残される。他日を期したい。

(付記) 本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究C(課題番号21530181)の助成を受けた研究成果の一部である。なお、本稿作成にあたっては、名古屋学院大学経済学部小林甲一教授ならびに同学部村上寿来講師より貴重な資料の提供を受けた。記して感謝申し上げたい。もちろん、ありうべき誤謬は、すべて筆者個人の責任である。

参考文献

- Buchanan, J. M. and Tullock, G. (1962), *The Calculus of Consent: Logical Foundations of Constitutional Democracy*, University of Michigan Press (宇田川璋仁監訳 (1979) 『公共選択の理論 - 合意の経済論理 -』東洋経済新報社).
- Harsanyi, J. C. (1977), "Rule Utilitarianism and Decision Theory," *Erkenntnis*, 11.
- Harsanyi, J. C. (1980), "Rule Utilitarianism, Rights, Obligations and The Theory of Rational Behavior," *Theory and Decision*, 12.
- Homann, K. (1988), *Rationalität und Demokratie*, J. C. B. Mohr.
- Homann, K. (1989), "Die Rolle ökonomischer Überlegungen in der Grundlegung der Ethik," in Hesse, H. (hrsg.), *Wirtschaftswissenschaft und Ethik*, Duncker & Humblot.
- Homann, K. (1993a), "Wirtschaftsethik," in Enderle, G., Homann, K., Honecker, M., Kerber, W., Steinmann, H. (hrsg.), *Lexikon der Wirtschaftsethik*, Herder.
- Homann, K. (1993b), "Wirtschaftsethik -Die Funktion der Moral in der modernen Wirtschaft," in Wieland, J. (hrsg.), *Wirtschaftsethik und Theorie der Gesellschaft*, Suhrkamp.
- Homann, K. (1994), "Ethik und Ökonomik -Zur Theoriestrategie der Wirtschaftsethik," in Homann, K. (hrsg.), *Wirtschaftsethische Perspektiven I*, Duncker & Humblot.
- Homann, K. (1996), "Wirtschaftsethik: Angewandte Ethik oder Ethik mit ökonomischer Methode," *Zeitschrift für Politik*, 43, Heft 2.
- Homann, K. (1997), "Sinn und Grenze der ökonomischen Methode in der Wirtschaftsethik," in Aufderheide, D und Dabrowski, M. (hrsg.), *Wirtschaftsethik und Moralökonomik*, Duncker & Humblot.
- Homann, K. (1998), "Normativität angesichts systemischer Sozial- und Denkstrukturen," in Gaertner, W. (hrsg.), *Wirtschaftsethische Perspektiven IV*, Duncker & Humblot.
- Homann, K. (2001), "Wirtschaftsethik: Wo bleibt die Philosophie?," in Koslowski, P. (hrsg.), *Wirtschaftsethik -Wo ist die Philosophie?*, Physica-Verlag.
- Homann, K und Blome-Drees, F. (1992), *Wirtschafts- und Unternehmensethik*, Vandenhoeck und Ruprecht.
- Homann, K und Kirchner, Ch. (1995), "Ordnungsethik," *Jahrbuch für Neue Politische Ökonomie*, 14, Band.

49) この点は、E. ナス (E. Nass) や G. トラウトニッツ (G. Trautnitz) によって批判されることである。Vgl. Nass (2003), S.135-196, Trautnitz (2008), S.97-140.

50) Vgl. Homann (1994), S.15-20.

- Homann, K und Lütge, Ch. (2005), *Einführung in die Wirtschaftsethik*, Lit.
- Homann, K und Pies, I. (1994a), "Wirtschaftsethik in der Moderne: Zur ökonomischen Theorie der Moral," *Ethik und Sozialwissenschaften*, Jg.5, Heft 1.
- Homann, K und Pies, I. (1994b), "Wie ist Wirtschaftsethik als Wissenschaft möglich? Zur Theoriestrategie einer modernen Wirtschaftsethik," *Ethik und Sozialwissenschaften*, Jg.5, Heft 1.
- Homann, K und Pies, I. (2000), "Wirtschaftsethik und Ordnungspolitik -Die Rolle wissenschaftlicher Aufklärung," in Leopold, H. und Pies, I. (hrsg.), *Ordnungstheorie und Ordnungspolitik*, Lucius & Lucius.
- Locke, J. (1690), *Two Treatises of Government* (鷓飼信成訳 (2004) 『市民政府論』岩波文庫).
- Luhmann, N. (1984), *Soziale System, Grundriß einer allgemeinen Theorie* (佐藤勉監訳 (1993・1995) 『社会システム理論上・下』恒星社厚生閣).
- Müller-Armack, A. (1956), "Soziale Marktwirtschaft," in Beckerath, E.v. (hrsg.), *Handwörterbuch der Sozialwissenschaften*, Bd.9, Fischer, Mohr, Vadenhoeck & Ruprecht.
- Nass, E. (2003), *Der Mensch als Ziel der Wirtschaftsethik*, Ferdinand Schöningh.
- Nozick, R. (1974), *Anarchy, State and Utopia*, Basic Books (嶋津格訳 (1985) 『アナーキー・国家・ユートピア上・下』木鐸社).
- Rawls, J. (1971), *A Theory of Justice*, Harvard University Press (矢島鈞次監訳 (1979) 『正義論』紀伊國屋書店).
- Trautnitz, G. (2008), *Normative Grundlagen der Wirtschaftsethik*, Duncker & Humblot.
- 岡本人志 (2007) 『『企業行動のモラル化』に関するホームマンの構想』『尾道大学経済情報論集』Vol.7, No.2 (<http://harp.lib.hiroshima-u.ac.jp/handle/harp/5209>).
- 岡本人志 (2008) 「ホームマンの企業倫理論」『尾道大学経済情報論集』Vol.8, No.1 (<http://harp.lib.hiroshima-u.ac.jp/handle/harp/5218>).
- 野尻武敏 (1995) 「社会的市場経済：その理念と現実」『大阪学院大学経済論集』第9巻第3号。
- 万仲脩一 (2009) 『企業倫理学の構想』ふくろう出版。

Summary

THE IDEA OF SOCIAL MARKET ECONOMY BY K. HOMANN

TAKAYUKI NAGO

The welfare state system has many problems. Therefore we need fundamental system reform. The purpose of this paper is to offer a new approach to system reform. For this purpose we examine the idea of a social market economy that was introduced by K. Homann.

His idea has three important points. First, he emphasizes the role of consensus in system reform. Second, the market economy is indeed an efficient system. But it needs many institutional supports to fulfill desirable functions. Therefore K. Homann requires appropriate institutional supports for the reform of market systems. Third, he proposes a new principle for the reform of social security systems, that is, the principle of social policy for the market. System reform based on this principle will receive the general consensus of all members of a society.